



平成 24 年 5 月 22 日

各位

会社名 曙ブレーキ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 信元 久隆
コード番号 7 2 3 8 ・東証一部
問合せ先 広報室長 新井 良夫
TEL 0 3 - 3 6 6 8 - 5 1 8 3

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）に関する報酬等の改定のお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 22 日開催の取締役会において、株式報酬型ストックオプションに関する取締役報酬制度の内容を見直すこととし、平成 24 年 6 月 20 日開催予定の第 111 回定時株主総会に、下記のとおり、当社の取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての中期及び長期新株予約権に関する報酬等の額及び内容の改定につき承認を求める議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

当社の取締役報酬制度は、固定報酬と、これに加え業績連動報酬として短期業績連動報酬並びに中期及び長期新株予約権（いわゆるストックオプション）から構成することとしております。

当社はこの度、取締役報酬制度の内容を見直すこととし、当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）に対する機動的な株式報酬型ストックオプションの発行を可能とするため、株式報酬型ストックオプションとしての中期及び長期新株予約権については、その割当てに際して公正価額を基準として定める払込金額の払込みに代えて、株式報酬型ストックオプションとしての中期及び長期新株予約権に関する報酬に基づく取締役の報酬債権をもって相殺することにより払込みがなされることとする方式に変更し、各年度における当社株主総会における承認可決を要することなく、当社取締役会決議により付与することといたしたいと存じます。そこで、当社は、当社の取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての中期及び長期新株予約権に関する報酬等の額及び内容の改定につき承認を求める議案を付議することを決議いたしました。

なお、当社の取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての中期及び長期新株予約権の内容は別紙のとおりといたします。

以上

<別紙：当社の取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての中期及び長期新株予約権の内容>

1. 中期新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式 100 株とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

但し、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権割当後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が吸収分割もしくは新設分割を行う場合、当社は目的となる株式の数を調整することができるものとする。

(2) 新株予約権の数

割り当てる新株予約権の年間の個数は、取締役に株式報酬型ストックオプションとしての中期新株予約権として付与する報酬の総額を、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズモデルにより算定した新株予約権 1 個当たりの公正価額を基準として当社取締役会で定める額で除して得られた数（整数未満の端数は切り捨て）を限度とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズモデルにより算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使時の 1 株当たりの払込金額は 1 円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 3 年を経過した日（同期間経過前に新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失又は死亡した場合はその翌日）より 3 年間（同期間経過前に新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失又は死亡した場合は (7) ①に定める期間）とし、その具体的な期間は当社取締役会において決定する。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合には、退任した日の翌日から 10 日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、新株予約権者が死亡した場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権 1 個当たりの一部行使はできないものとする。
- ③ その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議により決定されるものとする。

2. 長期新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式 100 株とする。なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

但し、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権割当後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が吸収分割もしくは新設分割を行う場合、当社は目的となる株式の数を調整することができるものとする。

(2) 新株予約権の数

割り当てる新株予約権の年間の個数は、取締役が株式報酬型ストックオプションとしての長期新株予約権として付与する報酬の総額を、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズモデルにより算定した新株予約権 1 個当たりの公正価額を基準として当社取締役会で定める額で除して得られた数（整数未満の端数は切り捨て）を限度とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズモデルにより算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使時の 1 株当たりの払込金額は 1 円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 30 年間（同期間経過前に新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失又は死亡した場合は（7）①に定める期間）とし、その具体的な期間は当社取締役会において決定する。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、新株予約権者が死亡した場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権 1 個当たり的一部行使はできないものとする。
- ③ その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議により決定されるものとする。

以上